

保護者殿

東京都立第三商業高等学校長

智片 将也

学校感染症と出席停止について

下表は、学校保健安全法で定められた学校感染症です。生徒が感染症に罹患した場合、出席停止扱いになります。(出席停止期間は、証明書の提出により欠席とはなりません)

分類	病名	出席停止の基準	
第一類	感染症予防法に規定される1類・2類感染症(結核をのぞく) エボラ出血熱、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザなど	治癒するまで	
第二類	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三類 (その他の感染症)	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て、全身状態が良ければ登校可能	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられるもののため、左記の基準は目安である。
	ウイルス性肝炎	A型:肝機能正常化後登校可能 B型:急性肝炎の急性期のみ出席停止	
	手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能	
	ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	

----- きりとりせん -----

※学校に登校する時にお持ちください※

登校許可証明書

年 組 氏名

感染症名 ()

治療期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

令和 年 月 日 医療機関名

医師名

